

# 消防からのお知らせ

南三陸町総務課危機対策係 南三陸消防署 南三陸消防署歌津出張所  
 南三陸町志津川字沼田101 ☎46-1376 南三陸町志津川字新井田34-4 ☎46-2677 南三陸町歌津字柞沢28-1 ☎36-2222

## 林野火災注意報・警報の運用を開始しました

令和7年2月26日に岩手県大船渡市で発生した火災は鎮火まで41日、3370ヘクタール（東京ドーム約720個）が焼損し、平成以降国内最大規模の林野火災となりました。これを受け、林野火災を防止するために令和8年1月1日から「林野火災注意報」「林野火災警報」の運用を開始しました。

### ▶▶▶ 発令基準 ◀◀◀

**林野火災注意報** 乾燥注意報+暴風警報 **林野火災警報** 林野火災注意報の発令基準+<sup>※1</sup>顕著な少雨の発表

※1 顕著な少雨とは、平年との降水量を比較して気象庁が発表する情報

### ▶▶▶ 発令した場合の規制 ◀◀◀

- 火災予防条例第29条に基づき、以下のとおり「火の使用の制限」がかかります。
- ・山林・原野などにおいて火入れをしないこと。
  - ・煙火(花火)を消費しないこと。
  - ・屋外において火遊びまたはたき火をしないこと。
  - ・屋外においては、引火性または爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
  - ・山林、原野などの場所で、火災が発生する恐れが大であると認めて気仙沼・本吉地域広域行政事務組合管理者（気仙沼市長）が指定した区域内において喫煙をしないこと。
  - ・残火（たばこの吸殻を含む）、取灰または火粉を始末すること。

発令時に「火の使用の制限」に従わなかった場合、罰則（30万円以下の罰金または拘留）の対象となる事があります。

## 南三陸町 消防団員募集

「もしも」の時のために、地域の一員として。私らしく。私たちはなれる。

消防団は、個々の職業を持つかわら「自分たちのまちは自分たちで守る」を合言葉に、地域の皆さんとふれあひながら、安心・安全なまちづくりの実現に努力しています。

▶消防団員の待遇 消防団員は、権限と責任を有する非常勤の地方公務員です。活動中に負傷した場合などには、公務災害などの補償が受けられます。また、年報酬や出勤手当、5年以上勤めると退職報償金が支給されます。

▶入団資格 町内在住の18歳以上で心身ともに健康な人（男女問いません）

消防団に興味を持たれた人や、消防団への入団を希望する人は総務課危機対策係（☎46-1376）までご連絡ください。



## みなとし

～南三陸のたからもの～



### 紺紙金泥大般若経

宮城県指定有形文化財の一つであり、志津川袖浜地区の荒澤神社に伝わる社宝「紺紙金泥大般若経」は、平泉中尊寺の紺紙金字一切経のなかの一巻に相当するものと考えられていいます。言い伝えによれば、奥州藤原氏三代・藤原秀衡が建立したとされる田東山寂光寺の社へ伝えられたものが、後に荒澤神社へ伝えられたとされています。表紙には大般若経第二九七とありますが、経文の外題は第二九六となっており、表紙部分は後から替えられたものであることが分かります。また、見返しに金銀泥で描かれた仏功徳の図で、施眼と剃髪を線描きで表現されています。普段なかなか目にすることのできない貴重な文化財ですが、現在開催中の「日本遺産認定7周年記念展」として、そのレプリカが陸前高田市立博物館で展示されています。3月15日(日)までの期間限定です。ぜひ足を運んでみてください。

土地に埋もれている昔の建物跡やそれに伴う土器・石器などは町の大切な文化財です。一旦壊してしまえば二度と元に戻すことができません。これから住居の新築や土地の造成・改良などをお考えの場合は、必ず教育委員会にご連絡ください。

☎ 教育委員会事務局 生涯学習係 ☎46-1341

ご存知ですか？  
文化財保護のこと

# 春季 火災予防運動

3月1日(日)～3月7日(土)

令和7年度全国統一防火標語

急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし



## 防火キャラバンが町内を巡回します

春の火災予防運動中に、町内の皆さまに火災予防思想の一層の普及と出火防止を広く呼びかけ、安全・安心な生活の確保に資することを目的とし、広域消防車両および南三陸町消防団車両、危険物安全協会車両が町内の各地域を巡回する「防火キャラバン」を実施します。



協力

南三陸町消防団・南三陸町女性防火クラブ連合会・危険物安全協会・南三陸町防火管理者協会  
学校法人平成学園あさひ幼稚園

## 入谷1区行政区（入大船沢・大船沢）を対象に防火訪問を実施します！

訪問日程 3月1日(日)～31日(火)

対象地区 入谷1区行政区（入大船沢・大船沢）

訪問内容 「住宅用火災警報器の設置・維持管理について」、「火災予防全般について」  
※玄関先での聞き取り調査となります。

その他 不在の場合は火災予防チラシを投函させていただきますので、ご活用ください。



## たき火も届出が必要です

屋外での焼却行為は、一歩間違えると大規模な林野火災（山火事）へと繋がってしまいます。火災との見間違いの防止や取扱いについて注意・指導を行うため消防署へ届出が必要です。

※届出を受理することにより、他の法令に係る焼却行為を許可するものではありません。焼却行為を行う場合は、農林水産課環境係（☎46-1378）に焼却物の確認を行い、最寄りの消防署へ届出をしてください。

### 対策・注意事項

#### 1. 正しい場所で

燃えやすい枯葉や枝などは、火の近くに置かないようにする。また、森や林など火の粉が飛んだら危険な場所の近くは避けましょう。

#### 2. 消火の準備

汲み置きの水や消火器を準備する。また、火を消すまではその場から離れないようにしましょう。

#### 3. 気象に注意

乾燥注意報や強風注意報などが発表されているときは、やめましょう。天気予報を見ながら風の強くなる時間帯は避けましょう。